

<p>公安委員会 説明資料No. 1</p>	<p>「道路交通法施行令及び自動車運転 代行業の業務の適正化に関する法律施行 令の一部を改正する政令案」等について</p>	<p>令和4年9月1日 交 通 局</p>
----------------------------	---	---------------------------

1 概要

道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号。以下「改正法」という。）の一部の施行に伴い、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）等の下位法令について所要の改正等を行うもの。

2 主な内容

(1) 道路交通法施行令及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令案

改正法の施行に伴い、所要の規定の整理を行うもの。

(2) 道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案

改正法の一部の施行期日を令和4年10月1日とするもの。

(3) 道路交通法施行規則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案

ア 改正法の施行に伴い、バス停等における駐停車禁止の規制から除外する際に必要な関係者の合意の方法を定めた規定について「旅客の運送の用に供する自動車」に関するものに改めるほか、所要の規定の整理を行うもの。

イ 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和3年内閣府令第68号）により設けられた、安全運転管理者に対するアルコール検知器の使用義務化に係る規定について、最近のアルコール検知器の供給状況等を踏まえ、当分の間、適用しないこととするもの。

(4) 道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則案

改正法の施行に伴い、所要の規定の整理を行うもの。

3 意見公募手続の実施結果

2(3)について、意見公募手続（7月15日から8月13日まで）を実施した結果、187件の意見が寄せられた。

アルコール検知器の使用義務化に係る規定について、当分の間、適用しないこととすることに対し、賛成の意見があった一方、「具体的な時期を定めるべきである」といった意見もあったが、現時点において、十分な数のアルコール検知器が市場に流通するようになる見通しが立っていないため、原案のとおり改正することとしたい。

1 体制及び人的・物的基盤の強化

- 全国警察本部長会議等において、「警察におけるサイバー戦略」の推進等を指示
- 重大サイバー事案発生時の初動対応体制を強化するため、各管区及び各都道府県情報通信部の解析担当者をサイバー特別捜査隊に兼務発令

2 実態把握と社会変化への適応力の強化

- サイバー保険を取り扱う損害保険会社、セキュリティベンダー等との連携を強化
- マルウェアの解析結果から確認された新たな手口を注意喚起
- 内閣サイバーセキュリティセンター等と連名で、サイバーセキュリティ対策の強化を働き掛け

3 部門間連携の推進

- 重大サイバー事案に関する情報をサイバー警察局に集約する体制を整備
- 各部門における捜査を情報技術解析の側面から支援

4 国際連携の推進

- ユーロポールに連絡担当官を派遣し、外国捜査機関との連携を強化
- ランサムウェアの脅威に対し、G7等と連携して対処

5 官民連携の推進

- 関係事業者と連携してキャッシュレス決済サービスの不正利用対策を強化
- 大手通信事業者と連携してフィッシング等を企図するSMSを遮断する機能を運用開始
- 暗号資産交換業者等と連携して犯罪に利用された取引口座の凍結スキームを運用開始
- データ通信SIM契約時における本人確認徹底を促進